

福岡県公報

平成18年10月11日
第2593号

目次

告示(第1946号—第1963号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○平成18年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(畜産課)	6
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

公 告

- 競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) 7
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集 (生活衛生課) 11

告 示

福岡県告示第1946号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年10月21日農林水産省告示第1588号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1947号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年11月30日農林水産省告示第1916号（4に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月28日福岡県告示第845号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月28日福岡県告示第847号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月7日福岡県告示第896号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1951号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月7日福岡県告示第897号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1952号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月5日福岡県告示第1099号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年9月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイヤモンドシティ・ルクル
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-1番地 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐輪場の位置

変 更 前	変 更 後
福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-1番地 外 9カ所	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-1番地 外 14カ所

福岡県告示第1954号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年9月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ヤマダ電機テックランド甘木店
(2) 所在地 福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年5月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,016㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外	190

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)

福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外	56
--------------------	----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外	208

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外	90

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県朝倉市甘木字梶丸390番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

福岡県告示第1955号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	北 矢 部 冬 野 線 黒 木	前	八女郡矢部村大字矢部2176番5先から同郡同村大字矢部2177番14先まで	6.0 ～ 10.5	145.0
			後	同上	6.3 ～ 32.0	145.0
八 女	県 道	江 筑 島 後 線	前	筑後市大字和泉84番先から同市大字和泉105番1先から	2.8 ～ 19.0	160.0
			後	同上	5.8 ～ 19.0	160.0

福岡県告示第1956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県 道	平 等 寺 那 珂 川 線	前	筑紫郡那珂川町大字下梶原29番4先から同郡同町大字下梶原355番1先まで	12.0 ～ 20.5	58.8
			後	同上	12.0 ～ 14.8	58.8

福岡県告示第1957号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行 外54箇所 (今回変更した売りさばき所) 八女市本村425番地38 株式会社福岡銀行 八女支店	平成18年10月1日
旧事項			福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行 外54箇所 (今回変更した売りさばき所) 八女市大字本村425番地38 株式会社福岡銀行 八女支店	

福岡県告示第1958号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
三池郡高田町大字北新開字東西496番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三池郡高田町大字濃施384番地8
前原 一馬

福岡県告示第1959号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成18年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成19年1月11日から同年2月2日まで

福岡県告示第1960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
嘉穂郡稲築町鴨生地区土地改良事業共同施行	嘉麻市鴨生及び岩崎（鴨生地区）	平成18年9月14日

福岡県告示第1961号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成18年9月21日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人 アマール

- (2) 代表者の氏名

中島 ユリ子

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福本町1568番地1 高田ビル604

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者を中心に障害者に対して地域生活支援事業及び当事者の就労や生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1962号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字六本松184-1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市干潟673

井上 フミ子

福岡県告示第1963号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字五郎丸字谷41番1、41番7から41番9まで、45番69並びに王塚台2丁目2番3及び3丁目1番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前4丁目4番21号
開発観光株式会社 代表取締役 土井 良太

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警棒、けん銃つりひも

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年11月10日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年

9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

警棒 3,500本

けん銃つりひも 3,500本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成18年12月22日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成18年11月20日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
12	06	雑類（その他）	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2237
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間等
平成18年10月11日（水）から平成18年11月20日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 受領期限
平成18年11月20日（月）午後5時15分
(3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
(1) 場所
5の部局の指定する場所
(2) 日時

平成18年11月21日（火）午後2時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関、(W T O) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Articles and Quantity

Truncheon/Nightstick : 3,500 items

Pistol lanyard/Handgun suspender : 3,500 items

(2) Time Limit of Tender
5:15 PM on November 20, 2006

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2237)

雑 報

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成18年10月11日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 衛 藤 卓 也

1 意見募集の対象となる答申案

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の380円から30円の値上げを行い、410円とし、中人、小人はそれぞれ170円、60円のまま据え置くことが適当である。

料金の改定は、平成18年12月1日からとすることが適当である。

（理由）

- 1 昨年からの原油価格の高騰が継続しており、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- 2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費の両面から算定した仮定料金単価は大人ベースで411円であり、現行料金380円との差額は31円であったこと。
- 3 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は本年12月1日からとすることが適当と考えられること。

（補足意見）

県及び市町村におかれては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と確保を目的に所要の助成措置が講じられているところである。

しかし、昨今の燃料費の高騰など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を十分に斟酌され、今後とも公的助成の充実、代替燃料等の情報収集及び提供、さらに、独自事業の宣伝方法や普通公衆浴場の新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。

2 審議会における資料の閲覧場所

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2番1号）

3 意見書の提出期間 自 平成18年10月11日（水）

至 平成18年10月24日（火）

4 意見書の提出方法 資料添付の様式により、郵送又はファクシミリにて提出すること。

5 意見書の提出先 福岡県庁保健福祉部生活衛生課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

ファクシミリ 092-643-3282

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)